

改めておもむく(続)



寒さで何度も目が覚める今日この頃。
いつしかセミの声も聞こえなくなってしまう。
今年もあと3ヶ月である。

先月号を書いた後に、このような記事が出ていた。

日本の人件費は「安い」のである。「能力にしては・・・」ではなく、絶対値として「安い」のである。

https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20180926-00010000-voice-bus_all

足元、円安ドル高に進んでいるが、紆余曲折ありながら、つまりは局地的な円高はあるものの、国債の60%近くを中央銀行即ち日本銀行が抱える「円」は、いずれ信頼性を損ない恒久的な円安になると言われているが、そうなれば日本人の人件費は名実共に「圧倒的に安い」存在となる。

これは友人との会話の中での話であるが、そう遠くない未来に日本はあらゆる製造会社の製造拠点になるのではないかと想像している。品質は良い、人件費は低い、政治は安定している、資材調達も中国・東南アジアからは距離的にも近く、ひよっとしたら北朝鮮が資材供給の一大拠点になっているかも知れない。もう少し政治的に、そして戦略的に政府もしくは政府系ファンドが対処するならば、どこぞの亀山工場でテスラを生産する日が来るかもしれない、と思ったりしている。

とかく日本人には性格的に製造業があつていように思う。

ISOなんぞは日本人が無意識で出来てしまっている5Sを、文言に落とすただけであり「モノづくり」という表現に異様に反応するの

も特徴的。

少子高齢化もロボットを駆使したり、得意の改善活動で難なく克服してしまうように思える。近い将来、日本が現在の中国に替わって「世界の工場」とい呼ばれている日が来るかもしれない。

話は飛んで我らがセルドロンであるが、今までの土木工事現場での用途、残余生コン用途に加えて水害対策品としても徐々にではあるが注目を浴びつつある。

水害案件としては、4年前の広島・安佐南地区で経験している。防御策として河川、池、沼を改修する場合、水であるがゆえに自然が浸食されない様な配慮が求められる箇所も相当数あるであろうから、セルドロンのポテンシャルは高いであろう。

また、水害発生後の応急処置として、即効性やその吸収率の高さ、そして環境に負荷を加えない資材として、今後飛躍的な伸びを期待している一方、採用プロセスにおいては各自治体との折衝が必要。我々は勿論、関連会社の方々と一丸になって対処して行きたい。

残コン処理用セルドロンの使い方

法令遵守などにより、現場での残コン処理を求められているケースが増えてきているため、残コン処理時の使い方をお伝えいたします。

作業手順



残コン



セルドロロン攪拌



攪拌後

- ①ポンプ車等の残コンを地面に広げる。
(地面に広げられない場合はフネなどで受け、また、セルドロロンを薄く敷いておく方がより良い)
- ②瞬間吸水材セルドロロンを残コンに均一に多めに加え、スコップなどで攪拌する。(数分程度)
(添加量は $20\text{kg}/\text{m}^3$ が目安。残コンがボサッとしている場合は、セルドロロンを追加していく)
- ③パラパラになったら、残コンを空いてるスペースに薄く広げる。
(重ねておくと自重により転圧され、固まりができやすくなります)
- ④翌日多少硬化する場合がありますが、簡単に崩せます。

・添加量の目安 $20\text{kg}/\text{m}^3$

・注意事項

- ①残コンに洗い水などを加水した場合、セルドロロンの添加量が増加いたします。
(加水 4l につき、瞬間吸水材セルドロロン 1kg 追加)
- ②瞬間吸水材セルドロロンは比重が軽いため、飛散しやすいです。
必要であれば、防塵マスクや防塵メガネをお使いください。
- ③雨天時は、ブルーシートなどで養生することをお勧めいたします。

・処理後

室内試験にて、処理後の造粒物について溶出試験を行い、**土壤汚染対策法における「第2種特定有害物質（重金属等）」の9項目において溶出基準値以下であることを確認した。**

現場で先行モルタルやポンプ車に滞留してしまった残コンがあった場合やご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください。

	項目	指定に係る基準 (mg/L)	分析の結果 (mg/L)	定量下限 (mg/L)	分析の方法
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	検出せず	0.001	JIS K0102(2016)-55.4
	六価クロム化合物	0.05以下	0.021	0.005	JIS K0102(2016)-65.2.1
	シアン化合物	検出されないこと	検出せず	0.1	JIS K0102(2016)-38.1.2及び38.3
	水銀及びその化合物	0.0005以下	検出せず	0.0005	S46環告第59号付表1
	セレン及びその化合物	0.01以下	検出せず	0.001	JIS K0102(2016)-67.2
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	0.001	JIS K0102(2016)-54.4
	砒素及びその化合物	0.01以下	検出せず	0.001	JIS K0102(2016)-61.2
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	検出せず	0.08	JIS K0102(2016)-34.4
	ほう素及びその化合物	1以下	0.13	0.1	JIS K0102(2016)-47.3

※試料の調整：H3環告第46号(最終改正：平成26年3月20日環境省告示第44号)付表

※検出せずとは定量下限未満を示す。